

四半期報告書

(第13期第2四半期)

株式会社
セブン銀行

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【事業等のリスク】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【提出会社の状況】	18
1 【株式等の状況】	18
2 【役員の状況】	24
第4 【経理の状況】	25
1 【中間連結財務諸表】	26
2 【その他】	48
3 【中間財務諸表】	49
4 【その他】	61
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	62

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月18日

【四半期会計期間】 第13期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）

【会社名】 株式会社セブン銀行

【英訳名】 Seven Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 二子石 謙輔

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03（3211）3041

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員企画部長 舟竹 泰昭

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03（3211）3041

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員企画部長 舟竹 泰昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	平成23年度 中間連結 会計期間	平成24年度 中間連結 会計期間	平成25年度 中間連結 会計期間	平成23年度	平成24年度	
				(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日)
連結経常収益	百万円	—	—	52,259	—	94,965
連結経常利益	百万円	—	—	19,304	—	31,871
連結中間純利益	百万円	—	—	11,680	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	—	19,377
連結中間包括利益	百万円	—	—	13,325	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	20,496
連結純資産額	百万円	—	—	147,282	—	138,045
連結総資産額	百万円	—	—	781,664	—	812,531
1株当たり純資産額	円	—	—	123.35	—	115.66
1株当たり中間純利益金額	円	—	—	9.80	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	16.27
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	—	9.79	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	16.24
自己資本比率	%	—	—	18.79	—	16.95
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	—	—	63,400	—	118,550
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	—	—	△37,558	—	△6,927
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	—	—	△4,164	—	△8,157
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	百万円	—	—	493,710	—	472,012
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	— 〔-〕	— 〔-〕	474 〔117〕	— 〔-〕	490 〔114〕

- (注) 1. 当社は、前第3四半期連結累計期間より連結財務諸表を作成しておりますので、それ以前については記載しておりません。
2. 当社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
4. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権) を (中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第11期中	第12期中	第13期中	第11期	第12期
決算年月		平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	百万円	44,338	46,744	49,975	88,318	94,105
経常利益	百万円	15,710	16,531	19,735	29,557	32,013
中間純利益	百万円	9,270	10,081	12,121	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	17,267	19,515
持分法を適用した場合の投資利益の金額	百万円	—	—	—	—	—
資本金	百万円	30,505	30,509	30,509	30,505	30,509
発行済株式総数	千株	1,190	1,190,949	1,190,949	1,190,908	1,190,949
純資産額	百万円	120,750	131,509	145,184	125,629	137,091
総資産額	百万円	603,855	758,086	776,969	652,956	809,465
預金残高	百万円	330,077	369,876	400,094	331,581	394,315
貸出金残高	百万円	1,157	2,771	4,058	1,916	3,387
有価証券残高	百万円	109,728	98,953	110,530	98,813	83,620
1株当たり純資産額	円	101.20	110.17	—	105.30	—
1株当たり中間純利益金額	円	7.78	8.46	10.17	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	14.49	16.38
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	7.77	8.45	10.16	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	14.48	16.36
1株当たり配当額	円	2,600	3.25	3.50	2,603.60	6.75
自己資本比率	%	19.95	17.30	18.63	19.20	16.90
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△33,203	46,949	—	1,401	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△15,850	△10,457	—	△11,703	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△3,096	△4,287	—	△6,192	—
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	百万円	332,862	400,723	—	368,518	—
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	318 [230]	435 [185]	435 [101]	409 [227]	453 [103]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 持分法を適用した場合の投資利益の金額につきましては、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、平成23年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第11期（平成24年3月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり中間（当期）純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額を算定しております。

4. 第11期（平成24年3月期）1株当たり配当額は、株式分割前の第2四半期末の配当と、株式分割後の期末配当を合計したものであり、株式分割後に換算すると、中間配当は1株当たり2円60銭、年間配当は6円20銭に相当いたします。
また、第11期（平成24年3月期）1株当たり配当額2,603円60銭には、期末配当における東京証券取引所市場第一部上場の記念配当1円00銭を含んでおります。
5. 当社は、前第3四半期累計期間より連結財務諸表を作成しているため、それ以降の持分法を適用した場合の投資利益、1株当たり純資産額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
6. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
7. 従業員数は、役員、執行役員、当社から社外への出向者、パート社員、派遣スタッフを除き、社外から当社への出向者を含めた就業人員であります。ただし、第11期中間会計期間までは嘱託社員等を除いております。
8. 従業員数の〔外書〕は、1日8時間、月間163時間換算による臨時従業員の月平均人員を概数で記載しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。また、第12期有価証券報告書（平成25年6月18日提出）に記載した「事業等のリスク」に重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社の連結子会社Financial Consulting & Trading International, Inc.は、Global Axcess Corp.及びその子会社（合わせて以下「Global Axcess」）が保有するATM事業について、Global Axcessとの間で資産譲渡契約を締結し、平成25年9月27日に実行しました。

詳細は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「重要な後発事象」に記載しております。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

また、当社は前第3四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前第2四半期連結累計期間との対比は記載しておりません。

(1) 業績の状況

①経営成績に関する分析

(当期間の経営成績)

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の景気は、海外経済の持ち直しと企業収益の改善により内外需要が堅調に推移するもとで、緩やかな回復の動きを見せました。個人消費も、企業収益の向上に伴う雇用・所得環境の改善に支えられ、底堅く推移しています。

こうした環境の下、当第2四半期連結累計期間の当社連結業績は、経常収益52,259百万円、経常利益19,304百万円、中間純利益11,680百万円となりました。

なお、セブン銀行単体では、経常収益49,975百万円、経常利益19,735百万円、中間純利益12,121百万円となりました。ATM設置台数の増加と、預貯金金融機関及びノンバンク取引の堅実な伸びにより、総利用件数が堅調に推移したため、增收増益となりました。

・セブン銀行ATMサービス

当第2四半期連結累計期間も、セブン&アイHLDGS. のグループ各社（以下、「グループ」という）内外でATM設置台数を拡大いたしました。加えて、ご利用いただける提携金融機関を増やすことにより、ATMをご利用いただくお客様の利便性向上に努めました。

当第2四半期連結累計期間は、新たに四国銀行（平成25年4月）、三重銀行（平成25年4月）、伊予銀行（平成25年4月）、愛媛銀行（平成25年4月）、高知銀行（平成25年4月）のほか、信用組合1組合、証券会社1社と提携いたしました。この結果、平成25年9月末現在の提携金融機関は、銀行118行^{(注)1.}、信用金庫264庫、信用組合133組合^{(注)2.}、労働金庫13庫、JAバンク1業態、JFマリンバンク1業態、商工組合中央金庫1庫、証券会社10社^{(注)3.}、生命保険会社8社、その他金融機関42社の計591社^{(注)4.}となりました。

ATM設置については、グループ内では、セブン-イレブンの新規出店に合わせて展開し、セブン-イレブンが平成25年3月に新規進出した四国地域でも順調に台数を伸ばしました。また、利用件数の多いセブン-イレブン店舗へのATM増設（平成25年9月末現在の複数台設置店舗は1,242店）を引き続き行いました。一方、グループ外では、海外発行カードが利用できるATMとして特に外国人旅行者が訪れる場所でのニーズが高まっています。平成25年6月には岐阜県高山市の玄関口に位置する十六銀行高山駅前支店内にATMを設置いたしました。銀行の店舗内にセブン銀行のATMを設置するのは、都市銀行・地方銀行としては「全国初」となります。その他、お客様のご利用ニーズの高い商業施設や駅等への展開を推進いたしました。

また、ATMサービスをより充実させるため、処理スピードや操作性の向上、セキュリティの強化、省電力化を一層進めた第3世代ATMへの入替を実施しており、全ATMの半分以上の入替（平成25年9月末現在の第3世代ATM台数は10,573台）が完了いたしました。

以上の取り組みの結果、平成25年9月末現在のATM設置台数は18,844台（同年3月末比3.9%増）になりました。また、当第2四半期連結累計期間のATM1日1台当たり平均利用件数は111.3件（前第2四半期累計期間比1.2%減）、総利用件数は374百万件（同7.7%増）と推移いたしました。

- (注) 1. 平成25年9月末の提携銀行数は、前事業年度末（113行）から新規提携により5行増加し、118行となりました。
2. 平成25年9月末の提携信用組合数は、前事業年度末（132組合）から新規提携により1組合増加し、133組合となりました。
3. 平成25年9月末の提携証券会社数は、前事業年度末（9社）から新規提携により1社増加し、10社となりました。
4. JAバンク及びJFマリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしております。

・セブン銀行金融サービス

平成25年9月末現在、個人のお客さまの預金口座数は1,114千口座（同年3月末比4.5%増）、預金残高は2,814億円（同11.9%増）、個人向けローンサービスの残高は40億円（同19.8%増）となりました。

また、海外送金サービスは外国籍のお客さまを中心に契約口座数・送金件数ともに順調に増加し、当第2四半期連結累計期間の送金件数は168千件（前第2四半期累計期間比131.3%増）となりました。

・海外子会社の状況

当社の連結子会社Financial Consulting & Trading International, Incの平成25年6月末現在の運営ATM台数は3,032台、連結対象期間（平成25年1～6月期）の業績は、経常収益23.8百万米ドル、経常利益0.6百万米ドル、中間純利益0.2百万米ドルとなりました。

②財政状態に関する分析

総資産は、781,664百万円となりました。このうちATM運営のために必要な現金預け金が493,710百万円と過半を占めております。この他、主に為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保等として必要な有価証券が98,458百万円、提携金融機関との一時的な立替金であるATM仮払金が88,575百万円となっております。

負債合計は、634,381百万円となりました。このうち主なものは預金であり、その残高（譲渡性預金を除く）は400,094百万円となっております。なお、個人向け普通預金残高は148,582百万円、定期預金残高は132,835百万円となっております。

純資産合計は、147,282百万円となりました。このうち利益剰余金は83,134百万円となっております。

③国内・海外別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は△591百万円、役務取引等収支は44,026百万円、その他業務収支は32百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	当第2四半期連結累計期間	△591	—	—	△591
うち資金運用収益	当第2四半期連結累計期間	376	—	—	376
うち資金調達費用	当第2四半期連結累計期間	967	—	—	967
役務取引等収支	当第2四半期連結累計期間	43,127	898	—	44,026
うち役務取引等収益	当第2四半期連結累計期間	49,553	2,204	—	51,757
うち役務取引等費用	当第2四半期連結累計期間	6,426	1,305	—	7,731
その他業務収支	当第2四半期連結累計期間	32	—	—	32
うちその他業務収益	当第2四半期連結累計期間	32	—	—	32
うちその他業務費用	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社であります。

2. 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社（以下、「海外連結子会社」という。）であります。

3. 特定取引収支はありません。

④国内・海外別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、ATM関連業務49,561百万円及び為替業務556百万円等により合計51,757百万円となりました。役務取引等費用は、ATM関連業務7,243百万円及び為替業務299百万円等により合計7,731百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	当第2四半期連結累計期間	49,553	2,204	—	51,757
うち預金・貸出業務	当第2四半期連結累計期間	36	—	—	36
うち為替業務	当第2四半期連結累計期間	556	—	—	556
うちATM関連業務	当第2四半期連結累計期間	47,357	2,204	—	49,561
役務取引等費用	当第2四半期連結累計期間	6,426	1,305	—	7,731
うち為替業務	当第2四半期連結累計期間	299	—	—	299
うちATM関連業務	当第2四半期連結累計期間	5,985	1,257	—	7,243

- (注) 1. 「国内」とは、当社であります。
2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

⑤国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	当第2四半期連結会計期間	400,094	—	—	400,094
うち流動性預金	当第2四半期連結会計期間	213,301	—	—	213,301
うち定期性預金	当第2四半期連結会計期間	185,470	—	—	185,470
うちその他	当第2四半期連結会計期間	1,322	—	—	1,322
譲渡性預金	当第2四半期連結会計期間	1,220	—	—	1,220
総合計	当第2四半期連結会計期間	401,314	—	—	401,314

- (注) 1. 「国内」とは、当社であります。
2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。
3. 流動性預金＝普通預金
4. 定期性預金＝定期預金

⑥国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	当第2四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（%）
国内	4,058	100.00
個人	4,058	100.00
法人	—	—
合計	4,058	—

- (注) 「国内」とは、当社であります。また、海外の貸出金期末残高はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、493,710百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は以下のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税金等調整前中間純利益19,121百万円、預金の増加額5,778百万円、ATM未決済資金の減少額65,297百万円等の増加要因が、コールマネー等の減少額28,300百万円等の減少要因を上回ったことにより63,400百万円の収入となりました。

当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有価証券の取得による支出96,046百万円及び有形固定資産の取得による支出8,969百万円等の減少要因が、有価証券の償還による収入70,500百万円の増加要因を上回ったことにより37,558百万円の支出となりました。

当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、主に配当金の支払額4,164百万円等により4,164百万円の支出となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの従業員数に著しい増減はありません。

(6) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。また、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備計画に著しい変更はありません。

(単体情報)

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要（単体）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	39,991	42,568	2,577
経費（除く臨時処理分）	23,415	22,792	△623
人件費	2,534	2,376	△158
物件費	19,975	19,450	△524
税金	905	964	59
業務純益（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	16,575	19,776	3,200
のれん償却額	—	—	—
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	16,575	19,776	3,200
一般貸倒引当金繰入額	—	5	5
業務純益	16,575	19,771	3,195
うち債券関係損益	—	—	—
臨時損益	△44	△35	8
株式等関係損益	—	—	—
不良債権処理額	—	△0	△0
貸出金償却	—	—	—
個別貸倒引当金純繰入額	—	△0	△0
その他の債権売却損等	—	—	—
貸倒引当金戻入益	2	—	△2
償却債権取立益	—	—	—
その他臨時損益	△46	△35	11
経常利益	16,531	19,735	3,204
特別損益	△245	△164	81
うち固定資産処分損益	△37	△164	△126
税引前中間純利益	16,285	19,571	3,285
法人税、住民税及び事業税	6,246	7,554	1,308
法人税等調整額	△42	△104	△62
法人税等合計	6,203	7,449	1,246
中間純利益	10,081	12,121	2,039

- (注) 1. 業務粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他業務収支
2. 業務純益=業務粗利益-経費（除く臨時処理分）-一般貸倒引当金繰入額
3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
4. 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却
5. 株式等関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	0.33	0.46	0.13
(イ) 貸出金利回	14.98	14.99	0.00
(ロ) 有価証券利回	0.07	0.10	0.03
(2) 資金調達原価 ②	9.77	8.00	△1.77
(イ) 預金等利回	0.12	0.12	△0.00
(ロ) 外部負債利回	0.64	0.71	0.07
(3) 総資金利鞘 ①-②	△9.44	△7.53	1.90

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
2. 「外部負債」＝コールマネー+売渡手形+借用金

3. R.O.E.（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	25.23	27.51	2.28
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	25.23	27.51	2.28
業務純益ベース	25.23	27.50	2.27
中間純利益ベース	15.34	16.86	1.51

4. 預金・貸出金の状況（単体）

（1）預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（末残）	369,876	400,094	30,218
預金（平残）	333,159	385,912	52,753
貸出金（末残）	2,771	4,058	1,286
貸出金（平残）	2,386	3,741	1,355

(注) 譲渡性預金を除いております。

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減（百万円） (B) - (A)
個人	227,316	281,424	54,107
法人	142,559	118,670	△23,889
計	369,876	400,094	30,218

(注) 謙渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減（百万円） (B) - (A)
住宅ローン残高	—	—	—
その他ローン残高	2,771	4,058	1,286
計	2,771	4,058	1,286

(4) 中小企業等貸出金

該当事項はありません。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

該当事項はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	— 30,509
	うち非累積的永久優先株	— —
	新株式申込証拠金	— —
	資本剰余金	— 30,509
	利益剰余金	— 83,134
	自己株式（△）	— 0
	自己株式申込証拠金	— —
	社外流出予定額（△）	— 4,168
	その他有価証券の評価差損（△）	— —
	為替換算調整勘定	— 2,676
	新株予約権	— 371
	連結子法人等の少数株主持分	— —
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	— —
	営業権相当額（△）	— —
	のれん相当額（△）	— 8,051
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	— 6,138
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	— —
	繰延税金資産の控除前の【基本的項目】計（上記各項目の合計額）	— 128,843
	繰延税金資産の控除金額（△）	— —
計 (A)		— 128,843
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）		— —

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	—	70
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	—	—
	計	—	70
	うち自己資本への算入額 (B)	—	70
控除項目	控除項目（注4） (C)	—	2,000
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	—	126,913
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	—	94,845
	オフ・バランス取引等項目	—	30
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	94,875
	オペレーションル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	—	179,793
	(参考) オペレーションル・リスク相当額 (G)	—	14,383
	計 (E) + (F) (H)	—	274,669
連結自己資本比率（国内基準）=D/H×100 (%)		—	46.20
(参考) Tier 1 比率=A/H×100 (%)		—	46.90

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	30,509
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本準備金	30,509
	その他資本剰余金	—
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	70,196
	その他	—
	自己株式(△)	0
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	3,870
	その他有価証券の評価差損(△)	—
	新株予約権	291
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—
	繰延税金資産の控除前の【基本的項目】計 (上記各項目の合計額)	127,635
	繰延税金資産の控除金額(△)	—
	計(A)	127,635
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—

項目	平成24年9月30日 金額（百万円）	平成25年9月30日	
		平成24年9月30日 金額（百万円）	平成25年9月30日 金額（百万円）
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	74	70
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	—	—
	計	74	70
	うち自己資本への算入額 (B)	74	70
控除項目	控除項目（注4） (C)	2,000	2,000
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	125,710	139,005
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	83,636	90,150
	オフ・バランス取引等項目	35	30
	信用リスク・アセットの額 (E)	83,671	90,180
	オペレーションル・リスク相当額に係る額 (F) ((G) / 8 %)	159,937	166,768
	(参考) オペレーションル・リスク相当額 (G)	12,795	13,341
	計 (E) + (F) (H)	243,609	256,948
単体自己資本比率（国内基準）= D / H × 100 (%)		51.60	54.09
(参考) Tier 1 比率=A / H × 100 (%)		52.39	54.84

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の貸出金、未収収益中の未取利息、ATM仮払金及びその他資産中の仮払金の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額（百万円）	金額（百万円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6	6
危険債権	—	—
要管理債権	0	—
正常債権	175,660	92,676

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,763,632,000
計	4,763,632,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数（株） (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数（株） (平成25年11月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,190,949,000	1,190,949,000	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、株主 としての権利内容に制限のな い、標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100 株であります。
計	1,190,949,000	1,190,949,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

(イ) 平成25年7月5日開催の取締役会決議

決議年月日	平成25年7月5日
新株予約権の数（個）	216（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	216,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成25年8月6日から 平成55年8月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株当たり312,000円 資本組入額 1,000株当たり156,000円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

- （注）1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1,000株とします。
 2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

3. (1) 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
 (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（3）の契約に定めるところによります。
 (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
 再編成対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
 以下に準じて決定します。
- ①当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなつた等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ③新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

（口）平成25年7月5日開催の取締役会決議

決議年月日	平成25年7月5日
新株予約権の数（個）	43（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	43,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成25年8月6日から 平成55年8月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株当たり312,000円 資本組入額 1,000株当たり156,000円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1,000株とします。

2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

3. (1) 新株予約権者は、当社執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役に就任した場合には取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権行使することができるものとします。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（3）の契約に定めるところによります。

(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(7) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。

(8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由

以下に準じて決定します。

①当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなつた等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。

②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。

a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案

c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

③新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年9月30日	—	1,190,949	—	30,509	—	30,509

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8-8	453,639	38.09
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A.	54,309	4.56
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	46,961	3.94
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日2-18-2	45,000	3.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	39,237	3.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	33,939	2.84
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	15,000	1.25
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行 株式会社)	東京都千代田区有楽町1-13-1	15,000	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	14,564	1.22
ジェーピー モルガン チェース バンク 385174 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y5AJ, UNITED KINGDOM	14,278	1.19
計	—	731,929	61.45

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	36,295千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	31,985千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	14,564千株

2. フィデリティ投信株式会社から、平成25年6月7日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成25年5月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成25年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式数の割合 (%)
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	245 Summer Street, Boston, Massachusetts 02210, USA	52,746	4.43

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 100	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,190,932,800	11,909,328	同上
単元未満株式	16,100	—	—
発行済株式総数	1,190,949,000	—	—
総株主の議決権	—	11,909,328	—

(注) 「単元未満株式」の欄の株式数には、当社所有の自己株式28株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社セブン銀行	東京都千代田区丸の内一 丁目6番1号	100	—	100	0.0
計	—	100	—	100	0.0

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、当社は、前中間連結会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）は中間連結財務諸表を作成していないため、当中間連結会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）における中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報は記載しておりません。
3. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
4. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	472,012	493,710
コールローン	30,000	30,000
有価証券	※5 72,944	※5 98,458
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※6 3,387	※1, ※2, ※3, ※4, ※6 4,058
A T M仮払金	174,900	88,575
その他資産	※5 9,415	※5 9,108
有形固定資産	※7 17,636	※7 23,643
無形固定資産	31,166	32,975
のれん	7,452	8,051
その他の無形固定資産	23,714	24,924
繰延税金資産	1,133	1,205
貸倒引当金	△65	△70
資産の部合計	<u>812,531</u>	<u>781,664</u>
負債の部		
預金	394,315	400,094
譲渡性預金	300	1,220
コールマネー	28,300	—
借用金	34,000	34,000
社債	139,000	139,000
A T M仮受金	61,766	40,739
その他負債	14,626	16,929
賞与引当金	366	363
繰延税金負債	1,811	2,035
負債の部合計	<u>674,486</u>	<u>634,381</u>
純資産の部		
資本金	30,509	30,509
資本剰余金	30,509	30,509
利益剰余金	75,621	83,134
自己株式	△0	△0
株主資本合計	<u>136,639</u>	<u>144,152</u>
その他有価証券評価差額金	21	81
為替換算調整勘定	1,092	2,676
その他の包括利益累計額合計	1,114	2,758
新株予約権	291	371
純資産の部合計	<u>138,045</u>	<u>147,282</u>
負債及び純資産の部合計	<u>812,531</u>	<u>781,664</u>

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

		当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
経常収益		52,259
資金運用収益		376
(うち貸出金利息)		281
(うち有価証券利息配当金)		56
役務取引等収益		51,757
(うちA T M受入手数料)		49,561
その他業務収益		32
その他経常収益		93
経常費用		32,954
資金調達費用		967
(うち預金利息)		240
役務取引等費用		7,731
(うちA T M設置支払手数料)		6,815
(うちA T M支払手数料)		427
営業経費		24,245
その他経常費用		9
経常利益		19,304
特別損失		183
固定資産処分損		183
税金等調整前中間純利益		19,121
法人税、住民税及び事業税		7,570
法人税等調整額		△130
法人税等合計		7,440
少数株主損益調整前中間純利益		11,680
中間純利益		11,680

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
(自 平成25年4月1日
至 平成25年9月30日)

少数株主損益調整前中間純利益	11,680
その他の包括利益	1,644
その他有価証券評価差額金	59
為替換算調整勘定	1,584
中間包括利益	13,325
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	13,325
少数株主に係る中間包括利益	—

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
 (自 平成25年4月1日
 至 平成25年9月30日)

株主資本	
資本金	
当期首残高	30,509
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	30,509
資本剰余金	
当期首残高	30,509
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	30,509
利益剰余金	
当期首残高	75,621
当中間期変動額	
剩余金の配当	△4,168
中間純利益	11,680
当中間期変動額合計	7,512
当中間期末残高	83,134
自己株式	
当期首残高	△0
当中間期変動額	
自己株式の取得	△0
当中間期変動額合計	△0
当中間期末残高	△0
株主資本合計	
当期首残高	136,639
当中間期変動額	
剩余金の配当	△4,168
中間純利益	11,680
自己株式の取得	△0
当中間期変動額合計	7,512
当中間期末残高	144,152

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
 (自 平成25年4月1日
 至 平成25年9月30日)

その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	21
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	59
当中間期変動額合計	59
当中間期末残高	81
為替換算調整勘定	
当期首残高	1,092
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,584
当中間期変動額合計	1,584
当中間期末残高	2,676
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,114
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,644
当中間期変動額合計	1,644
当中間期末残高	2,758
新株予約権	
当期首残高	291
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	80
当中間期変動額合計	80
当中間期末残高	371
純資産合計	
当期首残高	138,045
当中間期変動額	
剰余金の配当	△4,168
中間純利益	11,680
自己株式の取得	△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,724
当中間期変動額合計	9,237
当中間期末残高	147,282

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	19,121
減価償却費	5,811
のれん償却額	422
貸倒引当金の増減(△)	4
前払年金費用の増減額(△は増加)	19
資金運用収益	△376
資金調達費用	967
固定資産処分損益(△は益)	183
貸出金の純増(△) 減	△670
預金の純増減(△)	5,778
譲渡性預金の純増減(△)	920
コールマネー等の純増減(△)	△28,300
ATM未決済資金の純増(△) 減	65,297
資金運用による収入	546
資金調達による支出	△1,047
その他	760
小計	69,439
法人税等の支払額	△6,038
営業活動によるキャッシュ・フロー	63,400
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△96,046
有価証券の償還による収入	70,500
有形固定資産の取得による支出	△8,969
無形固定資産の取得による支出	△3,042
投資活動によるキャッシュ・フロー	△37,558
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△4,164
自己株式の取得による支出	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,164
現金及び現金同等物に係る換算差額	20
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	21,697
現金及び現金同等物の期首残高	472,012
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 493,710

【注記事項】

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 1社

連結子会社名 Financial Consulting & Trading International, Inc.

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 1社

(2) 中間連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については、原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：6年～18年

ATM：5年

その他：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来定率法を採用しておりましたが、当中間連結会計期間より定額法に変更しております。

この変更は、米国子会社の買収や新型ATMへの入替をはじめとする設備投資など、事業構造や当社を取り巻く事業環境の変化を契機とし、有形固定資産の減価償却方法を見直したものです。

当該見直しの結果、当社における有形固定資産はその使用期間中に均等な使用になると見込まれること、収益が安定的に発生していること、修繕費などの維持管理費用が平準的に発生していることなどを総合的に勘案し、当社において、定額法を採用したほうが収益と費用の対応関係がより適切であり、当社の経営実態をより適切に反映させることができると判断し、当中間連結会計期間において有形固定資産の減価償却の方法を定率法から定額法へ変更しました。

この変更により、従来の方法に比べて、当中間連結会計期間の経常利益は1,620百万円、税金等調整前中間純利益は1,618百万円増加しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

(3) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

(4) 賞与引当金の計上基準

当社の賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金の計上基準

当社の退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末に発生していると認められる額を計上しております。なお、中間連結会計期間については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額をその他資産中の前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(6) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、当該子会社の中間決算日等の為替相場により換算しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

(8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。

(9) 消費税等の会計処理

当社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	1百万円	0百万円
延滞債権額	5百万円	6百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※2. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	0百万円	一百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	0百万円	一百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	6百万円	6百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	70,621百万円	96,059百万円

また、その他資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
保証金	824百万円	820百万円

※6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	1,757百万円	2,057百万円
うち原契約期間が1年以内の もの	1,757百万円	2,057百万円

※7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	40,339百万円	37,878百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,190,949	—	—	1,190,949	
合 計	1,190,949	—	—	1,190,949	
自己株式					
普通株式	0	0	—	0	
合 計	0	0	—	0	

(注) 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間	増加	減少		
当社	ストック・オプションとしての 新株予約権		_____				371	
	合 計		_____				371	

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月24日 取締役会	普通株式	4,168	3.50	平成25年3月31日	平成25年6月3日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年11月8日 取締役会	普通株式	4,168	その他利益 剰余金	3.50	平成25年9月30日	平成25年12月2日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
現金預け金勘定	493,710 百万円
現金及び現金同等物	493,710 百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	66	363
1年超	2	1,733
合計	68	2,097

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金（＊）	472,011	472,011	—
(2) コールローン（＊）	29,955	29,955	—
(3) 有価証券 その他有価証券	70,800	70,800	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（＊）	3,387 △0	3,387	—
(5) ATM仮払金（＊）	3,387	3,387	—
資産計	174,897	174,897	—
(1) 預金 （2）譲渡性預金 （3）コールマネー （4）借用金 （5）社債 （6）ATM仮受金	394,315 300 28,300 34,000 139,000 61,766	394,903 299 28,300 34,304 140,176 61,766	587 △0 — 304 1,176 —
負債計	657,682	659,750	2,068

（＊）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン、ATM仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時 價	差 額
(1) 現金預け金（＊）	493,708	493,708	—
(2) コールローン（＊）	29,941	29,941	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	96,314	96,314	—
(4) 貸出金	4,058		
貸倒引当金（＊）	—		
	4,058	4,058	—
(5) ATM仮払金（＊）	88,573	88,573	—
資産計	712,597	712,597	—
(1) 預金	400,094	400,661	567
(2) 讓渡性預金	1,220	1,220	—
(3) コールマネー	—	—	—
(4) 借用金	34,000	34,219	219
(5) 社債	139,000	139,483	483
(6) ATM仮受金	40,739	40,739	—
負債計	615,053	616,323	1,270

（＊）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン、ATM仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金はありません。

(2) コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、固定金利によるものはありません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) ATM仮払金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借用金

借用金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借用金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、変動金利によるものはありません。

(5) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

(6) ATM仮受金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（3）その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)		
区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
非上場株式（＊）	2,144	2,144
合計	2,144	2,144

(＊) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※1. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	178	151	26
	債券	60,621	60,614	7
	国債	60,621	60,614	7
	小計	60,800	60,766	33
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	10,000	10,000	△0
	国債	10,000	10,000	△0
	小計	10,000	10,000	△0
合計		70,800	70,766	33

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を超えるもの	株式	255	151	103
	債券	81,066	81,039	26
	国債	81,066	81,039	26
	小計	81,321	81,191	130
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を超えないもの	債券	14,993	14,996	△3
	社債	14,993	14,996	△3
	小計	14,993	14,996	△3
合計		96,314	96,188	126

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

	金額（百万円）
評価差額	33
その他有価証券	33
(△) 繰延税金負債	11
その他有価証券評価差額金	21

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

	金額（百万円）
評価差額	126
その他有価証券	126
(△) 繰延税金負債	45
その他有価証券評価差額金	81

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方
法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価
並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデ
リバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	借用金	15,000	10,000	(注) 1
合 計	—	—	—	—	

(注) 1. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借用金と一体として処理されているた
め、その時価は「（金融商品関係）」の当該借用金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	借用金	15,000	10,000	(注) 1
合 計	—	—	—	—	

(注) 1. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借用金と一体として処理されているた
め、その時価は「（金融商品関係）」の当該借用金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業経費	80百万円

2. ストック・オプションの内容

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

	第6回－①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回－②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社執行役員 7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）1	普通株式 216,000株	普通株式 43,000株
付与日	平成25年8月5日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成25年8月6日から平成55年8月5日まで	同左
権利行使価格	1株当たり 1円	同左
付与日における公正な評価単価（注）2	新株予約権1個当たり 312,000円	同左

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式の1,000株であります。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
期首残高	265百万円	270百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円	87百万円
時の経過による調整額	4百万円	2百万円
期末残高	270百万円	360百万円

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. サービスごとの情報

当社グループは、ATM関連業務の区分の外部顧客に対する経常収益が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	経常収益	関連するセグメント名
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,809	銀行業

(注) 一般企業の売上高に変えて、経常収益を記載しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	円	115.66	123.35

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	138,045	147,282
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	291	371
うち新株予約権	百万円	291	371
うち少数株主持分	百万円	—	—
普通株式にかかる中間期末(期末)の純資産額	百万円	137,754	146,910
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	1,190,948	1,190,948

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	9.80
(算定上の基礎)		
中間純利益	百万円	11,680
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	11,680
普通株式の期中平均株式数	千株	1,190,948
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	9.79
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額	百万円	—
普通株式増加数	千株	1,865
うち新株予約権	千株	1,865
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかつた潜在株式の概要		—

(重要な後発事象)

事業の譲受について

当社の連結子会社Financial Consulting & Trading International, Inc.（以下「F C T I」）は、Global Axcess Corp. 及びその子会社（合わせて以下「Global Axcess」）が保有するA T M事業（以下「本事業」）について、Global Axcessとの間で資産譲渡契約を締結し、平成25年9月27日に実行しました。

1. 事業譲受の概要

(1) 事業譲受の相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称 Global Axcess Corp. 及びその子会社2社
取得した事業の内容 A T M事業

(2) 企業結合を行った主な理由

F C T I の米国A T M事業について、規模拡大及びこれに伴うコスト競争力の向上のほか、効率的な運営に必要な拠点の確保、将来を睨んだ顧客層の拡大、米国A T M事業に精通する人材の確保等が可能と見込まれるため。

(3) 企業結合日

平成25年9月27日

なお、F C T I の第2四半期決算日が6月30日であるため、企業結合日以後の本事業の業績は第3四半期連結会計期間から計上されることとなります。

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業の譲受

(5) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるF C T I が、現金を対価とする事業の譲受を行ったことによります。

2. 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価 10百万米ドル

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	471,806	491,827
コールローン	30,000	30,000
有価証券	※1, ※6 83,620	※1, ※6 110,530
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※7 3,387	※2, ※3, ※4, ※5, ※7 4,058
前払年金費用	103	84
未収収益	7,725	7,535
A T M仮払金	174,900	88,575
その他資産	1,492	1,417
その他の資産	※6 1,492	※6 1,417
有形固定資産	※8 17,262	※8 23,019
無形固定資産	18,098	18,785
繰延税金資産	1,133	1,205
貸倒引当金	△65	△70
資産の部合計	809,465	776,969
負債の部		
預金	394,315	400,094
譲渡性預金	300	1,220
コールマネー	28,300	—
借用金	34,000	34,000
社債	139,000	139,000
A T M仮受金	61,766	40,739
その他負債	14,342	16,367
未払法人税等	6,193	7,758
資産除去債務	270	360
その他の負債	7,878	8,248
賞与引当金	349	363
負債の部合計	672,374	631,784
純資産の部		
資本金	30,509	30,509
資本剰余金	30,509	30,509
資本準備金	30,509	30,509
利益剰余金	75,759	83,712
利益準備金	0	0
その他利益剰余金	75,759	83,712
繰越利益剰余金	75,759	83,712
自己株式	△0	△0
株主資本合計	136,778	144,731
その他有価証券評価差額金	21	81
評価・換算差額等合計	21	81
新株予約権	291	371
純資産の部合計	137,091	145,184
負債及び純資産の部合計	809,465	776,969

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
経常収益	46,744	49,975
資金運用収益	248	376
(うち貸出金利息)	179	281
(うち有価証券利息配当金)	40	56
役務取引等収益	46,457	49,553
(うちATM受入手数料)	44,208	47,357
その他業務収益	10	32
その他経常収益	27	12
経常費用	30,212	30,239
資金調達費用	780	967
(うち預金利息)	210	240
役務取引等費用	5,781	6,426
(うちATM設置支払手数料)	5,273	5,711
(うちATM支払手数料)	222	274
その他業務費用	162	—
営業経費	※1 23,462	※1 22,835
その他経常費用	24	9
経常利益	16,531	19,735
特別損失	245	164
固定資産処分損	37	164
減損損失	※2 208	—
税引前中間純利益	16,285	19,571
法人税、住民税及び事業税	6,246	7,554
法人税等調整額	△42	△104
法人税等合計	6,203	7,449
中間純利益	10,081	12,121

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	30,505	30,509
当中間期変動額		
新株の発行	3	—
当中間期変動額合計	3	—
当中間期末残高	30,509	30,509
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	30,505	30,509
当中間期変動額		
新株の発行	3	—
当中間期変動額合計	3	—
当中間期末残高	30,509	30,509
資本剰余金合計		
当期首残高	30,505	30,509
当中間期変動額		
新株の発行	3	—
当中間期変動額合計	3	—
当中間期末残高	30,509	30,509
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	0	0
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	0	0
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	64,401	75,759
当中間期変動額		
剩余金の配当	△4,287	△4,168
中間純利益	10,081	12,121
当中間期変動額合計	5,794	7,953
当中間期末残高	70,196	83,712
利益剰余金合計		
当期首残高	64,401	75,759
当中間期変動額		
剩余金の配当	△4,287	△4,168
中間純利益	10,081	12,121
当中間期変動額合計	5,794	7,953
当中間期末残高	70,196	83,712

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
自己株式		
当期首残高	△0	△0
当中間期変動額	—	△0
自己株式の取得	—	△0
当中間期変動額合計	—	△0
当中期期末残高	△0	△0
株主資本合計		
当期首残高	125,413	136,778
当中間期変動額	—	—
新株の発行	6	—
剰余金の配当	△4,287	△4,168
中間純利益	10,081	12,121
自己株式の取得	—	△0
当中間期変動額合計	5,801	7,953
当中期期末残高	131,214	144,731
評価・換算差額等		
　その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△4	21
当中間期変動額	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	8	59
当中間期変動額合計	8	59
当中期期末残高	3	81
　評価・換算差額等合計		
当期首残高	△4	21
当中間期変動額	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	8	59
当中間期変動額合計	8	59
当中期期末残高	3	81
新株予約権		
当期首残高	220	291
当中間期変動額	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	70	80
当中間期変動額合計	70	80
当中期期末残高	291	371

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
純資産合計		
当期首残高	125,629	137,091
当中間期変動額		
新株の発行	6	—
剰余金の配当	△4,287	△4,168
中間純利益	10,081	12,121
自己株式の取得	—	△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	78	140
当中間期変動額合計	5,879	8,093
当中間期末残高	131,509	145,184

【注記事項】

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～18年

A T M：5年

その他：2年～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来定率法を採用しておりましたが、当中間会計期間より定額法に変更しております。

この変更は、米国子会社の買収や新型A T Mへの入替をはじめとする設備投資など、事業構造や当社を取り巻く事業環境の変化を契機とし、有形固定資産の減価償却方法を見直したものであります。

当該見直しの結果、当社における有形固定資産はその使用期間中に均等な使用になると見込まれること、収益が安定的に発生していること、修繕費などの維持管理費用が平準的に発生していることなどを総合的に勘案し、当社において、定額法を採用したほうが収益と費用の対応関係がより適切であり、当社の経営実態をより適切に反映させることができると判断し、当中間会計期間において有形固定資産の減価償却の方法を定率法から定額法へ変更しました。

この変更により、従来の方法に比べて、当中間会計期間の経常利益は1,620百万円、税引前中間純利益は1,618百万円増加しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒債却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間会計期間末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成25年9月30日)
株式	10,675百万円	12,072百万円

※2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	1百万円	0百万円
延滞債権額	5百万円	6百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債権を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3. 貸出金のうち3カ月延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	0百万円	一百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	0百万円	一百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	6百万円	6百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	70,621百万円	96,059百万円

また、その他の資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
保証金	792百万円	795百万円

※7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	1,757百万円	2,057百万円
うち原契約期間が1年以内の もの	1,757百万円	2,057百万円

※8. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	40,295百万円	37,687百万円

(中間損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	3,341百万円	2,608百万円
無形固定資産	2,943百万円	2,835百万円

※2. 減損損失

前中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

主な地域 東京都下

主な用途 遊休資産

種類 ATM

減損損失額 208百万円

資産のグルーピングについては、銀行全体をひとつの単位としております。また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

第3世代ATMへの入替に伴い、将来の使用が見込まれていない資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額を使用しており、正味売却価額については、他への転用や売却が困難であるため、零としております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	0	—	—	0	
合計	0	—	—	0	

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	0	0	—	0	(注)
合 計	0	0	—	0	

(注) 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	9	321
1年超	2	1,705
合 計	12	2,027

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表（貸借対照表）

計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
子会社株式	10,675	12,072
関連会社株式	—	—
合計	10,675	12,072

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
期首残高	265百万円	270百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一千万円	87百万円
時の経過による調整額	4百万円	2百万円
期末残高	270百万円	360百万円

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	8.46	10.17
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	10,081	12,121
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	10,081	12,121
普通株式の期中平均株式数	千株	1,190,930	1,190,948
(2) 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	8.45	10.16
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	1,495	1,865
うち新株予約権	千株	1,495	1,865
希薄化効果を有しないため、潜 在株式調整後1株当たり中間純 利益金額の算定に含めなかつた 潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

平成25年11月 8 日開催の取締役会において、第13期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金額 4,168百万円

1 株当たりの中間配当金 3円50銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月18日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田 裕行 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 世紀 
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン銀行及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は、有形固定資産の減価償却方法について、当中間連結会計期間より定率法から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月18日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田 裕行 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 世紀 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するため、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な会計方針に記載されているとおり、会社は、有形固定資産の減価償却方法について、当中間会計期間より定率法から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月18日

【会社名】 株式会社セブン銀行

【英訳名】 Seven Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 二子石 謙輔

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 二子石 謙輔は、当社の第13期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

